

意見をお寄せください！意見公募手続

第二次羽村市情報化推進計画（案）

市では、羽村市情報化推進計画（計画期間：平成20年度～平成23年度）を策定し、電子自治体の構築、行政の簡素・効率化、透明化など、市の情報化を推進してきました。

引き続き、市の情報化推進のため、これまでの情報化推進計画で掲げた施策の見直しと検討、また新たな課題の把握と検討を行い、平成28年度までの5か年の新計画を策定します。

このたび、第二次羽村市情報化推進計画（案）をまとめましたので、皆さんの意見を募集します。

募集期間 1月17日(火)～2月16日(木)（午後5時必着）

応募対象 市内在住・在勤・在学の方および施策などに利害関係を有する方

閲覧場所 1月17日(火)から、市役所1階 市政情報コーナー・図書館

※市ホームページでもご覧いただけます。

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ（様式は問いません）

※電話での受付はできません。

※必要事項は、各閲覧場所・市ホームページで確認するか、問い合わせてください。

注意

○住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は受け付けることができません。
○案件に対する賛否を問うものではありません。

○意見に対する個別の回答はできません。
○受け付けた意見については、個人情報保護を除いた上で、市の考え方を付して市ホームページなどで公表します。

提出先・問合せ 羽村市情報システム課 情報化推進係

〒205-8601（所在地記載不要）
FAX 554-2921

✉ si103030@city.hamura.tokyo.jp



市民農園使用者募集

農作物を栽培しませんか？

市民農園は、農地を区画ごとに貸し出すもので、自分の好きな農作物を育てることができます。

農作物を栽培して、自分で作る楽しさや収穫の喜びを感ぜませんか。

募集農園 ①第4市民農園（栄町2-11-1）②第5市民農園（小作台3-5-11・12）③第6市民農園（栄町2-20-7）

※いずれも駐車場はありません。

募集区画数 ①28区画②25区画③28区画（申込多数の場合は、1月27日(金)午前9時から、市役所西分室2階会議室で公開抽選）

使用期間 3月1日～平成26年1月31日

応募資格 市内在住の方（個人）

共益費 4000円（期間中）

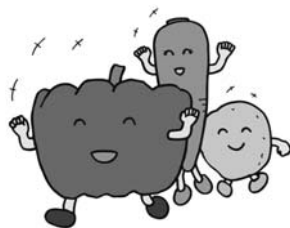
申込み・問合せ 1月26日(木)（必着）

※申込みは1世帯1通のみです。（複数申込みは無効）

※本人および同一世帯の方が、すでにほかの市民農園を使用している場合は応募できません。

※結果は、申込者全員にお知らせします。

※当選された方の使用者説明会は、2月27日(月)を予定しています。



往復はがきの記入方法

※往復はがきを開いた状態

<p><往信用> 〒205-8601 羽村市産業活性化推進室 農業観光振興係</p>	<p>※何も記入しないでください。</p>
<p><返信用> 〒205-□□□□</p> <p>住所氏名</p>	<p>住所氏名 電話番号 希望農園名</p>

広報はむら・市ホームページ 有料広告掲載者募集

市内企業の活性化などを図るため、広報はむらと市ホームページに有料広告を掲載しています。

6か月以上継続して申し込んでいただいた場合、月額の掲載料を10〜20%割り引きます。

事業所・企業・商店のPRのため、ぜひ利用してください。

広報はむら

掲載料

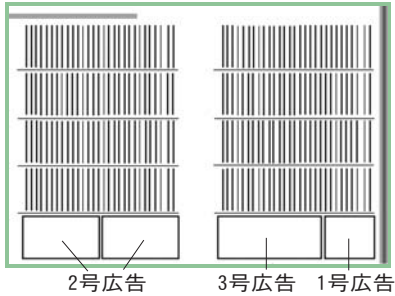
■ 広報はむら掲載枠・掲載料 (1枠・1回あたり)

区分	枠の大きさ (縦 × 横)	掲載料
1号広告	45 mm × 54 mm	20,000 円
2号広告	45 mm × 84 mm	30,000 円
3号広告	45 mm × 112 mm	40,000 円
4号広告	45 mm × 170 mm	60,000 円

■ 割引後掲載料 (1枠・1回あたり)

掲載期間	割引率	1号広告	2号広告	3号広告	4号広告
6〜11か月	10%	18,000 円	27,000 円	36,000 円	54,000 円
12か月	20%	16,000 円	24,000 円	32,000 円	48,000 円

■ 広報はむら掲載イメージ



※ 4号広告の大きさはページ最下段の全面 (2号広告の2倍) です。

3か月以上継続して掲載する場合は、市ホームページ内の市が指定する位置にバナー広告を3か月無料で掲載することができます。

広告掲載期間

1回を単位とする最大24回(年度内)
※ 年度途中の申込みも可能です。

※ 掲載は、希望月の中で市が指定する発行号となります。

広告掲載位置

○ 毎月1日・15日に発行する広報はむら内の市が指定する場所

広告の規格

黒および市の指定する2色刷り

※ 広告原稿は、原則として広告主の負担による作成となります。

※ 原稿はデジタルデータで提出してください。(Adobe Illustrator CS2に対応するEPS形式、TIFFおよびJPEGなどの汎用画像形式)。

市ホームページ (バナー広告)

掲載料

■ バナー広告掲載料 (1枠・月額)

区分	場所	掲載料
第1階層	トップページ	20,000 円
第2階層	生活の場面 など	15,000 円

■ 割引後掲載料 (1枠・月額)

掲載期間	割引率	第1階層	第2階層
6〜11か月	10%	18,000 円	13,500 円
12か月	20%	16,000 円	12,000 円

■ 市ホームページ掲載イメージ



第1階層

掲載期間

1か月単位で最大12か月 (年度内)

広告の規格

□ 大きさ 縦60ピクセル、横150ピクセル

□ ファイル形式 GIF形式 (アニメーションGIFを除く)

□ データ容量 4キロバイト以内

その他

○ バナー広告サイトへのアクセス数を毎月集計し、翌月の初旬に、広告主へ報告します。

有料広告の申込み

申込み期日

■ 広報はむら：掲載開始を希望する月の前々月の15日 (土・日曜日、祝日の場合はその前日) まで

■ 市ホームページ：掲載開始を希望する月の前々月の末日 (土・日曜日、祝日の場合はその前日) まで

申込み方法

○ 所定の書類に記入し、広告原稿 (データ) を添えて、郵送・Eメールまたは直接広報広聴課広報係へ

〒205-8601 (所在地記載不要)

羽村市広報広聴課広報係

☒ s102000@city.hamura.tokyo.jp

※ 広報原稿の詳細、申込書・届出書のダウンロードは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

問合せ 広報広聴課広報係